

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

92-1

改正案				現 行			
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料				1 満3歳以上の支給認定子どもで教育の提供を受けるものの保育料			
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料 (月額)		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	
階層区分	定義			階層区分	定義		
A	生活保護世帯等		0円	A	生活保護世帯等		0円
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯		2,000円	B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までの月分の保育料については前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯		2,000円
C1	A階層及びB階層を除き、	77,100円以下	6,500円	C1	A階層及びB階層を除き、	77,100円以下	6,500円
C2	当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区	77,101円以上211,200円以下	10,000円	C2	当該年度分の市町村民税所得割の額が次の区	77,101円以上211,200円以下	10,000円
C3	分に該当する世帯	211,201円以上301,000円以下	12,000円	C3	分に該当する世帯	211,201円以上301,000円以下	12,000円
C4		301,001円以上	15,000円	C4		301,001円以上	15,000円
2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料				2 満3歳以上の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料			
各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料 (月額)		各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料 (月額)	

改正案					現 行				
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間		階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等	0円	0円		A	生活保護世帯等	0円	0円	
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,000円	4,900円		B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,000円	4,900円	
C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,000円	8,800円	C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,000円	8,800円
C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	13,500円	13,200円	C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	13,500円	13,200円
C3	町村民税所得割の額	7,500円未満			C3	町村民税所得割の額	7,500円未満		
C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	22,000円	21,600円	C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	22,000円	21,600円
C5	る世帯	7,000円未満			C5	る世帯	7,000円未満		
C6		97,000円以上1	28,000円	27,500円	C6		97,000円以上1	28,000円	27,500円
C7		25,500円未満			C7		25,500円未満		
C8		125,500円以上	30,000円	29,400円	C8		125,500円以上	30,000円	29,400円
C9		169,000円未満			C9		169,000円未満		
		169,000円以上	32,500円	31,900円			169,000円以上	32,500円	31,900円
		251,000円未満					251,000円未満		
		251,000円以上	34,000円	33,400円			251,000円以上	34,000円	33,400円
		301,000円未満					301,000円未満		
		301,000円以上	37,000円	36,300円			301,000円以上	37,000円	36,300円
		397,000円未満					397,000円未満		
		397,000円以上	41,000円	40,300円			397,000円以上	41,000円	40,300円

3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分	保育料（月額）
----------------------------	---------

3 満3歳未満の支給認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料

各月初日における支給認定子どもの属する世帯の階層区分	保育料（月額）
----------------------------	---------

改正案				現 行					
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間	階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯等	0円	0円	A	生活保護世帯等	0円	0円		
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,500円	5,400円	B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯	5,500円	5,400円		
C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,500円	9,300円	C1	A階層及びB階層を除	48,600円未満	9,500円	9,300円
C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	15,000円	14,700円	C2	き、当該年度分の市	48,600円以上6	15,000円	14,700円
C3	町村民税所得割の額	7,500円未満			C3	町村民税所得割の額	7,500円未満		
C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	25,500円	25,000円	C4	が次の区分に該当す	67,500円以上9	25,500円	25,000円
C5	る世帯	7,000円未満			C5	る世帯	7,000円未満		
C6		97,000円以上1	35,500円	34,800円	C6		97,000円以上1	35,500円	34,800円
C7		25,500円未満			C7		25,500円未満		
C8		125,500円以上	43,500円	42,700円	C8		125,500円以上	43,500円	42,700円
C9		169,000円未満			C9		169,000円未満		
		169,000円以上	54,500円	53,500円			169,000円以上	54,500円	53,500円
		251,000円未満					251,000円未満		
		251,000円以上	60,000円	58,900円			251,000円以上	60,000円	58,900円
		301,000円未満					301,000円未満		
		301,000円以上	71,000円	69,700円			301,000円以上	71,000円	69,700円
		397,000円未満					397,000円未満		
		397,000円以上	89,000円	87,400円			397,000円以上	89,000円	87,400円

備考

1・2 (省略)

3 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額については、次のとおりとする。

備考

1・2 (省略)

3 これらの表における所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。）の額の算定については、同法第314

改正案	現 行
<p>(1) <u>地方税法第314条の7, 第314条の8, 第314条の9, 同法附則第5条第3項, 第5条の4第6項, 第5条の4の2第6項 (同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。), 第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しない。</u></p> <p>(2) <u>支給認定保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和39年政令第224号) 第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当するときは, 地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし, 同法第295条第1項第2号, 第314条の2第1項第8号及び同条第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。</u></p> <p>4～8 (省略)</p>	<p><u>条の7, 第314条の8, 第314条の9, 同法附則第5条第3項, 第5条の4第6項, 第5条の4の2第6項 (同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。), 第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。</u></p> <p>4～8 (省略)</p>